

ご遺族のための
おくやみ手続
ハンドブック

尾道市

Onomichi City



ご遺族の皆様へ

このたびのご家族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族の皆様におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな
手続がございます。

尾道市では、それらのうち、主に市役所で手続いただくものについて、お役立ていた
だけるよう、《おくやみ手続ハンドブック》を作成いたしました。

なお、市役所本庁では、手続をご案内するおくやみサポートを行っております。

どうぞご利用ください。

尾道市



● 本庁・各支所案内図	1
● 尾道市役所 庁内フロア配置図	5
● 手続にお持ちいただくもの	6
● 市役所での手続	
1.住民登録に関する手続	7
2.国民健康保険に関する手続	9
3.後期高齢者医療保険に関する手続	11
4.保険料に関する手続	13
5.国民年金に関する手続	14
6.税金に関する手続	18
7.農地・山林に関する手続	20
8.社会福祉・障害福祉に関する手続	21
9.高齢者福祉に関する手続	25
10.介護保険に関する手続	26
11.子どもに関する手続	27
12.その他のことに関する手続	30
● 市役所以外で行う手続	31
● よくある質問	32

※このおくやみ手続ハンドブックは、本庁・各支所で配布のほか、ホームページからダウンロードもできます。



本庁・各支所案内図

Onomichi City

本庁

● 尾道市久保一丁目15番1号 ☎ 0848-38-9111 (代表)



因島総合支所

● 尾道市因島土生町7番地4 ☎ 0845-22-1311 (代表)



御調支所

● 尾道市御調町市 2 4 5 番地

☎ 0848-76-2111 (代表)



向島支所

● 尾道市向島町 5 5 3 1 番地 1

☎ 0848-44-0110 (代表)



瀬戸田支所

●尾道市瀬戸田町鹿田原 1 番地 9

☎ 0845-27-2211 (代表)



浦崎支所

●尾道市浦崎町 2 1 0 2 番地 5

☎ 0848-73-2001



百島支所

● 尾道市百島町 1 5 4 番地 1

☎ 0848-73-2701

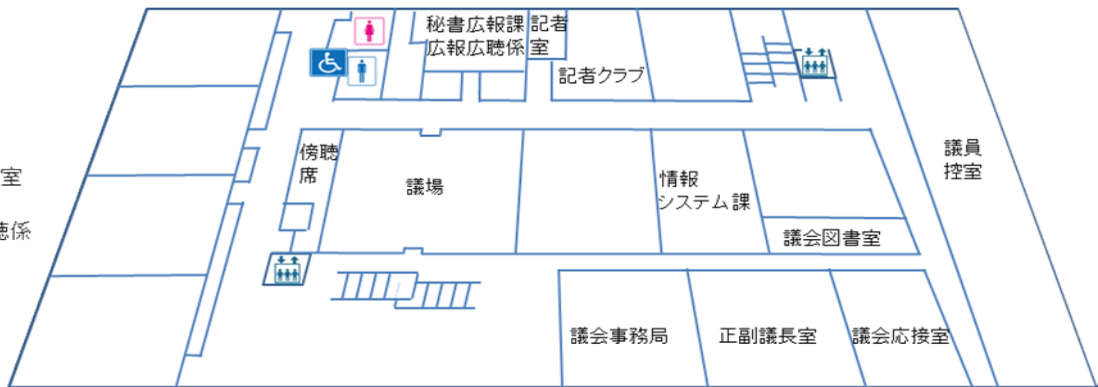


尾道市役所 庁内フロア配置図

Onomichi City

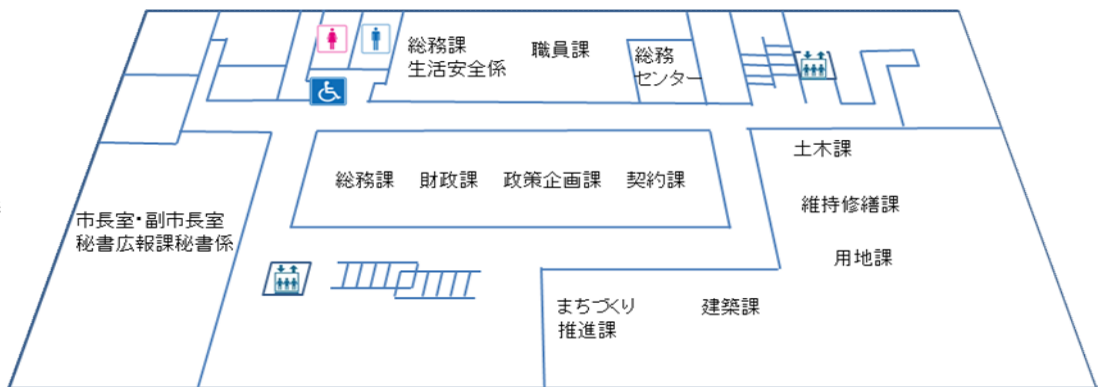
4

議場 正副議長室
議会応接室 議員控室
議会事務局
秘書広報課広報広聴係
情報システム課



3

総務課 財政課
政策企画課 契約課
土木課 維持修繕課
用地課 建築課
まちづくり推進課
総務課生活安全係
職員課
総務センター



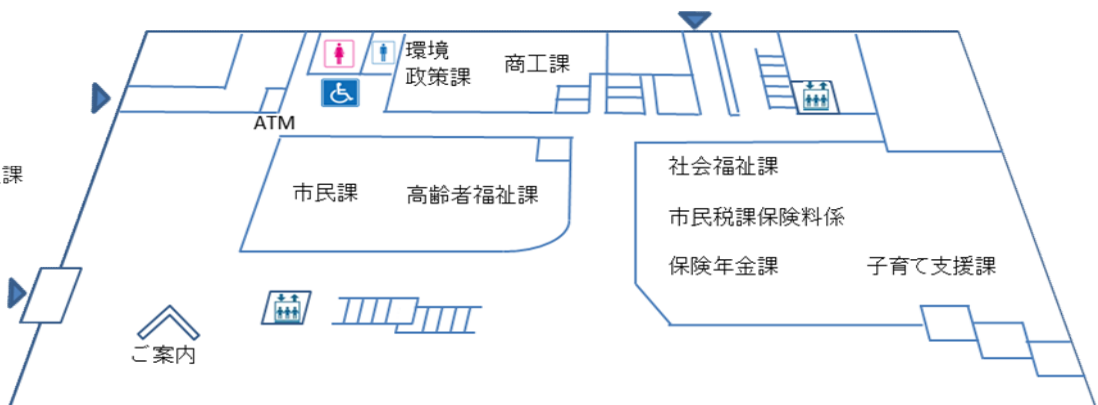
2

資産税課 市民税課
収納課 会計課
農業委員会事務局
農林水産課
観光課
文化振興課
選管事務局
監査事務局



1

市民課 高齢者福祉課
社会福祉課
市民税課保険料係
保険年金課
子育て支援課
環境政策課
商工課



手続にお持ちいただくもの

Onomichi City

お越しの際には、下記のうち該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。

(紛失・不明な場合は、その旨を各担当者へお伝えください。)

※お手続には一定の時間がかかりますので、16:00までに来庁していただきますようご協力をお願いいたします。

ご遺族の方のもの

☐ お越しいただく方の本人確認書類

・顔写真付きのもの

(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳 など)

・顔写真付きのものがない場合は次から2点

(健康保険等の被保険者証又は資格確認書、年金手帳 など)

☐ 相続人代表の預貯金通帳又は、口座番号がわかるもの(キャッシュカード等)

☐ 会葬礼状、埋火葬許可証(火葬執行日時が記載されたもの) など

(葬祭執行者・亡くなられた方の氏名及び葬祭執行日が確認できるもの)

※国保・後期の加入者、被爆者健康手帳をお持ちの方が死亡されると葬祭費が申請できません。

☐ 葬祭執行者の預金通帳又は、口座番号がわかるもの(キャッシュカード等)

☐ 新たな引落口座の預貯金通帳と銀行印又は、キャッシュカード(暗証番号の入力が必要)

※亡くなられた方名義の預貯金通帳から各種税料を口座引き落としされていて、新たに引き落とし口座を設定する場合に必要です。

亡くなられた方のもの

☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証も含みます。

※世帯主が亡くなられた場合で、同一世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員分の被保険者証等も必要です。

☐ 介護保険被保険者証(介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証)

☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

☐ 各種受給者証

(重度心身障害者医療費、障害福祉サービス、地域生活支援事業など)

☐ 被爆者健康手帳及び手当証書

☐ 子ども医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証

☐ その他市役所から交付された書類

死亡の手続の際にお渡しする「死亡に伴う手続きについて(ご案内)」をご確認ください。

☐ 遺言書(公正証書)

市役所での手続

Onomichi City

1.住民登録に関する手続

故人の住民票(除票)の取り方などは、32ページ以降に記載されている「よくある質問」をご覧ください。

(1)世帯主変更の手続

亡くなられた方が、3人以上の世帯の世帯主である場合等に、手続が必要です。

対象者

亡くなられた方と住民票上同一世帯の方

※亡くなられた方と別世帯の方が届出される場合は、委任状が必要です。

必要なもの

- ☐ 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証)
- ☐ 委任状 ※届出人が亡くなられた方と別世帯の場合に必要です。

※外国人住民の方は、新世帯主と世帯員の続柄を確認できる書類が必要になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

手続期間

亡くなられた日から14日以内

お問い合わせ先

市民課 (本庁1階) ☎ 0848-38-9102 又は各支所

MEMO

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

(2) 印鑑登録証の返却

印鑑登録証は廃止済みですので、返却してください。
※紛失の場合は不要です。

必要なもの

☐ 印鑑登録証

お問い合わせ先

市民課（本庁1階） ☎ 0848-38-9102 又は各支所

(3) 通知カード又はマイナンバーカード

税の申告や生命保険手続に必要な場合がありますので、諸手続が落ち着くまで相続人様が保管し、その後、番号が分からないように廃棄してください。

お問い合わせ先

市民課（本庁1階） ☎ 0848-38-9166 又は各支所

(4) 住民基本台帳カードの返納

住民基本台帳カードを返納してください。
※紛失の場合は不要です。

必要なもの

☐ 住民基本台帳カード

手続期間

落ち着き次第速やかに

お問い合わせ先

市民課（本庁1階） ☎ 0848-38-9160 又は各支所

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

2.国民健康保険に関する手続

国民健康保険の加入者が亡くなられた場合、次の手続が必要です。

(1)国民健康保険被保険者証又は資格確認書等の返却・差替え

亡くなられた方の国民健康保険被保険者証又は資格確認書、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を返却してください。また、亡くなられた方が世帯主で他に加入者がおられる場合は、被保険者証等の差替えが必要です。

対象者

国民健康保険に加入されている方
各種認定証をお持ちの方

必要なもの

- ☐ 国民健康保険被保険者証又は資格確認書
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ☐ 限度額適用認定証
- ☐ 特定疾病療養受療証

手続期間

- ① 世帯主変更の手続が必要な方は、亡くなられた日から14日以内
- ② 上記以外の方は、落ち着き次第速やかに

お問い合わせ先

保険年金課（本庁1階） ☎ 0848-38-9142 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

(2)葬祭費の申請

国民健康保険の加入者が亡くなられた場合、その葬祭執行者に葬祭費として3万円が支給されます。

対象者

葬祭執行者

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

必要なもの

- ☐ 葬祭執行者・亡くなられた方の氏名及び葬祭執行日が確認できるもの
(会葬礼状、埋火葬許可証(控え)、葬祭の領収書又は請求書 等)
- ☐ 葬祭執行者の振込先口座がわかるもの (通帳等 写し可)

手続期間

葬祭を行った日の翌日から2年以内

お問い合わせ先

保険年金課 (本庁1階) ☎ 0848-38-9142 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

(3)高額療養費等の相続手続

亡くなられた方に対する未支給の給付金(高額療養費等)がある場合、相続手続が必要です。

対象者

亡くなられた方の相続人

必要なもの

戸籍謄本等

※亡くなられた方と同一世帯の相続人等は、省略できる場合があります。

手続期間

2年以内(給付金の種類によって起算日が異なります。)

お問い合わせ先

保険年金課 (本庁1階) ☎ 0848-38-9142 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

3.後期高齢者医療保険に関する手続



住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

後期高齢者医療保険に加入されていた方（75歳以上の方及び申請により一定の障害があると広域連合から認定された65歳以上から74歳までの方）が亡くなられた場合、次の手続が必要です。

(1)後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書等の返却

亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を返却してください。

対象者

後期高齢者医療に加入している方
各種認定証をお持ちの方

必要なもの

- ☐ 後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書
- ☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ☐ 限度額適用認定証
- ☐ 特定疾病療養受療証

手続期間

- ① 世帯主変更の手続が必要な方は、亡くなられた日から14日以内
- ② 上記以外の方は、落ち着き次第速やかに

お問い合わせ先

保険年金課（本庁1階） ☎0848-38-9135 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎0848-76-2235

(2)葬祭費の申請

後期高齢者医療保険の加入者が亡くなられた場合、その葬祭執行者に葬祭費として3万円が支給されます。

請求者

葬祭執行者

必要なもの

- ☐ 葬祭執行者・亡くなられた方の氏名及び葬祭執行日が確認できるもの
(会葬礼状、埋火葬許可証(控え)、葬祭の領収書又は請求書 等)
- ☐ 葬祭執行者の振込先口座がわかるもの (通帳等 写し可)

手続期間

葬祭を行った日から2年以内

お問い合わせ先

保険年金課 (本庁1階) ☎0848-38-9135 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎0848-76-2235

(3)高額療養費等の相続手続

亡くなられた方に対する未申請の給付金(高額療養費等)がある場合、相続手続が必要です。

※広島県後期高齢者医療広域連合から、亡くなられて約1～2か月後に勧奨通知が送付されます。

対象者

亡くなられた方の相続人

必要なもの

戸籍謄本等

※亡くなられた方と同一世帯の相続人等は、省略できる場合があります。

手続期間

2年以内(給付金の種類によって起算日が異なります。)

お問い合わせ先

保険年金課 (本庁1階) ☎0848-38-9135 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎0848-76-2235

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

4.保険料に関する手続

(1)国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料

亡くなられた日の属する日の前月分までの保険料がかかります。（ただし月末に亡くなられた場合はその月分までがかかります。）

納付書払いの場合は、原則4月から翌年3月までの保険料を、7月から翌年3月までの9期に分けて納付いただいているため、納付対象月と納期は異なります。詳しくは、保険料決定（変更）通知でご確認ください。

7月の賦課決定後に亡くなられた場合は、原則、届出のあった翌月に保険料の変更通知を送付します。

4月30日から賦課決定前までに亡くなられた場合は、7月にご存命期間の保険料の決定通知書を送付します。

決定（変更）通知を受け取っていただく方の送付先の登録の手続が必要です。

対象者

各保険料被保険者（国民健康保険の擬制世帯主も含む）

手続期間

亡くなられた日から14日以内

お問い合わせ先

市民税課保険料係（本庁1階） ☎ 0848-38-9145

MEMO

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

5.国民年金に関する手続

年金を受けている方が亡くなられた場合、「受給権者死亡届(報告書)」の提出が必要です。

なお、日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、原則としてこの提出を省略できます。

(1)死亡一時金の申請

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられたときは、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取ることができます。

ただし、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。また、寡婦年金の受給権がある場合、どちらか一方を選択していただくことになります。

請求者

故人と生計を同じくしていたご遺族の方で、次の順です。

1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.祖父母 6.兄弟姉妹

必要なもの

- ☐ 故人の年金手帳
- ☐ 戸籍謄本(死亡の記載があり、故人と請求者の続柄が確認できるもの)または
法定相続情報一覧図の写し
※死亡日以降に発行されたもの
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票(本籍・続柄の記載があるもの)
※請求書に請求者のマイナンバーを記載すれば不要です。
- ☐ 請求者名義の振込先口座が分かるもの(通帳等)
- ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※故人と請求者が別住所の場合に必要です。
- ☐ 故人の住民票(除票)
※日本年金機構にマイナンバーが登録されている場合は不要です。
- ☐ 同一世帯・別世帯の理由書 ※故人と請求者が別世帯の場合に必要です。

手続期間

亡くなられた日の翌日から2年以内

お問い合わせ先

保険年金課 (本庁1階) ☎ 0848-38-9143 又は各支所

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

(2) 遺族基礎年金の申請

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

国民年金の被保険者または被保険者であった方が亡くなった場合、故人によって生計を維持されていた子のある配偶者や子が請求できます。ただし、故人の保険料納付済期間が保険料免除期間を含めて加入期間の3分の2以上あることなどが必要です。

請求者

故人に生計を維持されていた子のある配偶者または故人の子
 ※子とは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方を指します。

必要なもの

- ☐ 故人の年金手帳
- ☐ 戸籍謄本（死亡の記載があり、故人と請求者の続柄が確認できるもの）または法定相続情報一覧図の写し
 ※死亡日以降で、提出日から6ヶ月以内に交付されたもの
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載があるもの）
 ※請求書に請求者のマイナンバーを記載すれば不要です。
- ☐ 故人の住民票（除票）
 ※日本年金機構にマイナンバーが登録されている場合は不要です。
- ☐ 請求者の所得証明書、課税(非課税)証明書
 ※請求者に請求者のマイナンバーを記載すれば不要です。
- ☐ 死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書
- ☐ 請求者名義の振込先口座が分かるもの（通帳等）
- ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※故人と請求者が別住所の場合に必要です。

手続期間

亡くなった日の翌日から5年以内 ※5年を経過しても請求できる場合があります。

お問い合わせ先

保険年金課（本庁1階） ☎ 0848-38-9143 又は各支所

MEMO

(3)寡婦年金の申請

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなったときに、支給要件を満たした妻が60歳から65歳までの間に受け取ることができます。

請求者

故人（夫）と10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）にあり、死亡当時にその夫に生計維持されていた妻

※妻が60歳から65歳までの間、年金を受けることができます。

ただし、以下の①・②に該当する場合は受けられません。

①故人（夫）が障害基礎年金・老齢基礎年金を受けたことがある場合

※令和3年3月31日以前の死亡の場合、故人（夫）が障害基礎年金の受給権者であったとき、または老齢基礎年金を受けたことがあるときは支給されません。

②故人（夫）の妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合

必要なもの

- ☐ 故人の年金手帳や年金証書
- ☐ 戸籍謄本（死亡の記載があり、故人と請求者の続柄が確認できるもの）
※死亡日以降で提出日から6ヶ月以内に交付されたもの
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載があるもの）
※請求書に請求者のマイナンバーを記載すれば不要です。
- ☐ 故人の住民票（除票）
※日本年金機構にマイナンバーが登録されている場合は不要です。
- ☐ 請求者の所得証明書・課税（非課税）証明書
※請求書に請求者のマイナンバーを記載すれば不要です。
- ☐ 請求者名義の振込先口座が分かるもの（通帳等）
- ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※故人と請求者が別住所の場合に必要です。

手続期間

亡くなった日の翌日から5年以内 ※5年経過していても請求できる場合があります。

お問い合わせ先

保険年金課（本庁1階） ☎ 0848-38-9143 又は各支所

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

(4)未支給年金（障害基礎・遺族基礎・寡婦年金）の申請

年金を受けている方が亡くなられたときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

※市役所では、障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金の未支給請求を受け付けます。

その他の未支給請求は年金事務所で手続きを行ってください。

請求者

故人と生計を同じくしていたご遺族の方で、次の順です。

1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹
7. その他1～6以外の3親等内の親族

必要なもの

- ☐ 故人の年金手帳や年金証書
- ☐ 戸籍抄本（死亡の記載があり、故人と請求者の続柄が確認できるもの）
※死亡日以降に発行されたもの
- ☐ 請求者の世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載があるもの）
※請求書に請求者のマイナンバーを記載すれば不要です。
- ☐ 故人の住民票（除票）
※日本年金機構にマイナンバーが登録されている場合は不要です。
- ☐ 請求者名義の振込先口座が分かるもの（通帳等）
- ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※故人と請求者が別住所の場合に必要です。

手続期間

亡くなられた日の翌日から5年以内

お問い合わせ先

保険年金課（本庁1階） ☎ 0848-38-9143 又は各支所

MEMO

6.税金に関する手続

(1)納税

市税(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割))及び保険料(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)を故人の口座から振替納付していた場合は手続が必要です。

手続期間

すみやかに

お問い合わせ先

収納課 (本庁2階) ☎ 0848-38-9172

(2)市県民税

納めていただく市県民税がある場合は、お問い合わせください。

手続期間

すみやかに

お問い合わせ先

市民税課 (本庁2階) ☎ 0848-38-9154

因島瀬戸田市民税係 (因島総合支所) ☎ 0845-26-6227

MEMO

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

(3) 原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更や廃車手続

原動機付自転車・小型特殊自動車を所有されていた場合は、名義変更や廃車の手続が必要です。

対象者

原動機付自転車・小型特殊自動車(尾道市ナンバー)の車両を所有されている方

必要なもの

【廃車の場合】

- ☐ ナンバープレート
- ☐ 標識交付証明書(お持ちの方)

【尾道市内の方へ名義変更する場合】

- ☐ 標識交付証明書(お持ちの方)
- ※尾道市外の方へ名義変更する場合は市民税課へお問い合わせください。

【軽自動車(軽四輪・三輪・小型自動二輪、軽二輪)をお持ちの方】

市役所以外での手続が必要ですので、31ページ「市役所以外で行う手続」をご確認ください。

手続期間

事実が発生した日から15日以内

お問い合わせ先

市民税課 (本庁2階) ☎ 0848-38-9213
 因島瀬戸田市民税係 (因島総合支所) ☎ 0845-26-6227

(4) 固定資産税

亡くなられた方が固定資産を所有されていた場合は、相続人代表者の指定手続が必要です。

※不動産の所有者が亡くなったときは、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記をしなければなりません。詳しくは、不動産所在の法務局までお問い合わせください。

- ・不動産が尾道市内にあるとき 広島法務局尾道支局 ☎ 0848-23-2882

お問い合わせ先

資産税課 (本庁2階) ☎ 0848-38-9164
 因島瀬戸田資産税係 (因島総合支所) ☎ 0845-26-6228

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

7.農地・山林に関する手続

(1)農地を所有していた場合

亡くなられた方が農地を所有していた場合は、相続登記が完了するまでの間、農地を管理する方を届け出てください。

なお、相続登記が完了した時は、農業委員会事務局で手続をしてください。

必要なもの

- ☐ 農地法の規定による農地の相続等の届出書
- ☐ 農地を相続したことが分かる書類（登記事項全部証明書、登記完了証等）

お問い合わせ先

農業委員会事務局（本庁2階） ☎ 0848-38-9491

(2)山林を所有していた場合

亡くなられた方が山林を所有していた場合は、相続登記完了後、農林水産課に届け出てください。

必要なもの

- ☐ 森林の土地の所有者届出書
- ☐ 山林の登記事項証明書など権利を取得したことが分かるもの
- ☐ 山林の位置図

お問い合わせ先

農林水産課（本庁2階） ☎ 0848-38-9212

MEMO

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

8.社会福祉・障害福祉に関する手続

(1)被爆者健康手帳等の返納及び葬祭料の申請

被爆者健康手帳等をお持ちの方は、返納してください。

被爆者が死亡された場合、その葬祭を行った方に葬祭料が支給されます。

必要なもの

- ☐ 被爆者健康手帳及び手当証書
- ☐ 死亡診断書又は死体検案書の写し
- ☐ 葬祭執行者を確認できる会葬礼状又は埋火葬許可証(控)等
- ☐ 申請者の通帳

お問い合わせ先

社会福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9122 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

(2)各種手帳の返却

故人が、手帳をお持ちの場合は、手帳を返却してください。

必要な書類

- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 療育手帳
- ☐ 精神保健福祉手帳

お問い合わせ先

社会福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9125 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

MEMO

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

(3) 各種受給者証の返却

故人が受給者証をお持ちの場合は、受給者証を返却してください。

必要なもの

- ☐ 重度心身障害者医療費受給者証
- ☐ 障害福祉サービス受給者証
- ☐ 地域生活支援事業受給者証
- ☐ 通所受給者証

お問い合わせ先

社会福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9125 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

(4) 各種障害者優待券の返却

故人が各種障害者優待券をお持ちの場合は、優待券を返却してください。

必要なもの

- ☐ おのみちバス優待乗車証
- ☐ バス共通券
- ☐ 船共通券
- ☐ タクシー券
- ☐ 入浴あん摩等助成券
- ☐ 公営渡船乗船券（因島重井町細島地区の人）

お問い合わせ先

社会福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9125 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

MEMO

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

(5) 特別障害者手当等

受給者が亡くなられた場合、受給資格が喪失し、届出が必要となります。

必要なもの

☐ 相続人の通帳（受給者と同居されていた親族に限る）

手続期間

すみやかに

お問い合わせ先

社会福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9125 又は各支所

御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

(6) 特別児童扶養手当

受給者が亡くなられた場合はお問い合わせください。

対象児童が亡くなられた場合は資格喪失届の手続が必要です。

お問い合わせ先

社会福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9125 又は各支所

御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

MEMO

(7) 広島県心身障害者扶養共済制度

手続が必要ですのでお問い合わせください。

お問い合わせ先

社会福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9125 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

(8) 思いやり駐車場利用証の返却

緑又は赤色の思いやり駐車場利用証をお持ちの方は、利用証を返却してください。

必要なもの

☐ 思いやり駐車場利用証

お問い合わせ先

社会福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9125 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

MEMO

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

9.高齢者福祉に関する手続

(1) 敬老優待券等の返却

故人が敬老優待券等をお持ちの場合は返却してください。

必要なもの

☐ 敬老優待券（おのみちバス優待乗車証・敬老優待共通券等）

手続期間

すみやかに

届出先・お問い合わせ先

高齢者福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9137 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

(2) 家族介護用品購入助成券の返却

家族介護用品購入助成券をお持ちの方は、助成券を返却してください。

必要なもの

☐ 家族介護用品購入助成券

手続期間

すみやかに

お問い合わせ先

高齢者福祉課（本庁1階） ☎ 0848-38-9137 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

10.介護保険に関する手続

介護保険被保険者・受給者が亡くなられた場合は、次の手続が必要です。

(1)介護保険被保険者証等の返却

故人が介護保険被保険者証等をお持ちの場合(65歳以上の方、及び40歳～64歳の方で交付されている場合)は返却してください。

対象者

65歳以上の方または要支援・要介護認定を受けている方

必要なもの

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 介護保険負担割合証 ※
- ☐ 介護保険負担限度額認定証 ※
- ☐ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ※
- ☐ 相続人の通帳

※お持ちの方のみ。

手続期間

すみやかに

お問い合わせ先

高齢者福祉課 (本庁1階) ☎ 0848-38-9118 又は各支所
御調地域は御調保健福祉センター ☎ 0848-76-2235

MEMO

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

11.子どもに関する手続

(1)児童手当

児童手当の受給者(保護者等)が亡くなられた場合は、認定請求等の手続が必要です。
児童が亡くなられた場合は消滅届等が必要です。

必要なもの

- ☐ 新しい受給者の通帳
- ☐ 子どもの通帳 ※未払いの手当がある場合に必要です

手続期間

亡くなられた日から15日以内

お問い合わせ先

子育て支援課 (本庁1階) ☎ 0848-38-9112 又は各支所

(2)子ども医療

子ども医療費受給者証をお持ちの方は、受給者証を返却してください。
児童が亡くなられた場合は、資格喪失届の手続が必要です。
保護者が亡くなられた場合は、変更届等の手続が必要です。

必要なもの

- ☐ 子ども医療費受給者証

手続期間

すみやかに

お問い合わせ先

子育て支援課 (本庁1階) ☎ 0848-38-9112 又は各支所

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

(3)ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、受給者証を返却してください。
ひとり親家庭等の保護者または児童が亡くなった場合は、資格喪失等の手続きが必要です。

必要なもの

☐ ひとり親家庭等医療費受給者証

手続期間

すみやかに

お問い合わせ先

子育て支援課（本庁1階） ☎ 0848-38-9205
又は各支所（ただし、浦崎・百島をのぞく）

MEMO

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

(4) 児童扶養手当

児童扶養手当の受給者や対象児童、または扶養義務者が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

必要なもの

☐ 児童扶養手当証書

手続期間

すみやかに

お問い合わせ先

子育て支援課（本庁1階） ☎ 0848-38-9205

又は各支所（ただし、浦崎・百島をのぞく）

(5) 認可保育所(園)、認定こども園、放課後児童クラブ

認可保育所(園)・認定こども園・放課後児童クラブを利用している児童、保護者、児童の同居家族が亡くなられた場合、変更届等の提出が必要です。

手続期間

すみやかに

お問い合わせ先

子育て支援課（本庁1階） ☎ 0848-38-9114 (保育所等)又は

各支所(ただし浦崎・百島をのぞく)

☎0848-38-9215 (放課後児童クラブ)又は各支所

MEMO

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

12.その他のことに関する手続

(1)市営住宅

入居されている方が亡くなられた場合は手続が必要です。

お問い合わせ先

堀田・誠和共同企業体市営住宅管理センター ☎ 0848-21-1266

(2)県営住宅

入居されている方が亡くなられた場合は手続が必要です。

お問い合わせ先

堀田・誠和共同企業体県営住宅管理センター ☎ 0848-24-2277

(3)上下水道

水道・下水道・集落排水施設使用者が亡くなられた場合は、手続が必要です。

お問い合わせ先

上下水道お客様料金センター ☎ 0848-37-9300

因島瀬戸田営業所お客様料金センター ☎ 0845-22-0499

(4)浄化槽

浄化槽の使用者・管理者が亡くなられた場合は、手続が必要です。

お問い合わせ先

上下水道局下水道課 ☎ 0848-29-7010

MEMO

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

市役所以外で行う手続

Onomichi City

項目	主な手続	問い合わせ先
住民登録	不動産登記関係	広島法務局尾道支局登記係 ☎ 0848-23-2882
	法定相続情報証明制度	
	自筆証書遺言書	広島法務局尾道支局総務係 ☎ 0848-23-2883
国民健康保険	遺言書	広島家庭裁判所尾道支部 ☎ 0848-22-5286
	相続放棄	
	固定電話 (NTT西日本)	(NTT西日本の場合) 局番なし116 携帯電話からの場合 ☎ 0800-200-0116
後期高齢者医療	携帯電話	各契約会社
	インターネット	各契約会社
	NHK受信料	NHK受信契約フリーダイヤル ☎ 0120-151515
保険料	電気・ガス料金等	各契約会社
	運転免許証	尾道警察署 ☎ 0848-22-0110
	生命保険等	加入していた健康保険組合や団体
国民年金	特別永住者証 在留カード	最寄りの出入国管理局 (入国管理局福山出張所) ☎ 084-973-8090
	通帳 クレジットカード	各金融機関または各契約会社
	株式等	各証券会社等
税金	ケーブルテレビ	各契約会社
	軽自動車	軽自動車検査協会 広島主管事務所福山支所 ☎ 050-3816-3081
		小型自動二輪や軽二輪の 名義変更・廃棄 広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2069

Q1 住民票について

故人の死亡の記載がされている住民票（除票）はどのように請求したらよいですか。

回答

亡くなられた後の手続きをする方(相続人や未支給年金請求者等)が請求できます。請求者が来庁できない場合は、委任状があれば代理人でも手続きできます。

Q2 戸籍について

故人の死亡が記載されている戸籍謄本(除籍)は、どのように請求したらよいですか。

回答

亡くなられた方の直系親族や相続人が請求できます。委任状があれば代理人でも手続きできます。

Q3 葬祭費申請に必要な「埋火葬許可証（控え）」について

国民健康保険や後期高齢者医療保険の葬祭費申請に必要な書類の一つになっている「埋火葬許可証（控え）」とはどういったものなのでしょうか。

回答

火葬が済んだら、火葬場から遺族に手渡されます。尾道市の書類は水色です。市町村によっては、骨壺の箱に入れられるところもあります。

Q4 保険料はいつまで納付が必要ですか？

80歳の父が8月10日に亡くなったのですが、介護保険料と後期高齢者医療保険料はいつまで納付しなければならないですか。

回答

お亡くなりになられた前月（7月）分までの納付が必要です。
死亡の届け出の翌月（後期高齢者医療保険料については、月の下旬の届け出の場合は翌々月）に、送付先の申出者宛に変更通知を送付します。
納付済みの金額が変更後の金額より多い場合は、後日収納課から還付のお知らせが届きます。少ない場合は、不足分の納付書を変更通知に同封して送付します。

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

住民登録	社会福祉・障害福祉
国民健康保険	高齢者福祉
後期高齢者医療	介護保険
保険料	子ども
国民年金	その他
税金	市役所以外
農地・山林	よくある質問

Q5 市税の納付について

故人の口座から市税を引き落としていましたが、これからどのように支払えばよいですか。

回答

故人の口座からの引き落としは停止しますので、納付書でのお支払いとなります。引き続き口座振替をご希望される場合は、改めて口座振替の手続が必要です。

Q6 原動機付自転車の名義変更について（１）

尾道市内の人に名義変更する場合、ナンバープレートを変える必要がありますか。

回答

名義変更の手続が必要ですが、尾道市に車両を置く場合は、ナンバープレートをそのまま使うことができます。

Q7 原動機付自転車の名義変更について（２）

尾道市外の人に名義変更をする場合、ナンバープレートを変える必要がありますか。

回答

尾道市外に車両を置く場合は、ナンバープレートを変える必要があります。新しい定置場のある市区町村で廃車と登録の手続を一括で行うことができる場合もありますので、新しい定置場のある市区町村へ事前にご確認ください。

Q8 農地の相続登記完了後の手続について

相続登記完了後の手続はどのようにしたらよいですか。

回答

農地法の規定により農地の相続等の届出書を提出してください。提出の際は、農地を相続したことが分かる書類（登記事項全部証明書等）を添付してください。（届出書は本庁・各支所にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。）

Q9 森林の所有者届出について

森林の所有者届出はどのようにしたらよいですか。

回答

相続等により森林の土地を新たに取得した場合、土地の所有者となった日から90日以内に農林水産課へ「森林の土地の所有者届出書」と所有者が確認できる書類等の提出が必要です。

Q10 身体障害者手帳を返還後の、税金控除手続について

身体障害者手帳を返還した後、税金控除の手続で手帳の写しが必要となりますか。

回答

無料で所持証明書を交付いたします。

Q11 介護保険での住宅改修費・福祉用具購入費について

既に介護保険で住宅改修費や福祉用具購入費の支給申請をしているが、本人の死亡に伴って必要な手続はありますか。

回答

振込先口座を亡くなられた方名義にされている場合は、「口座振替依頼変更届出書」の提出が必要です。亡くなられた方以外の場合は、手続は不要です。

※各手続は、内容によっては一度で終わらない場合があります。

※このガイドブックにない手続もございますのであらかじめご了承ください。

社会福祉・障害福祉	住民登録
高齢者福祉	国民健康保険
介護保険	後期高齢者医療
子ども	保険料
その他	国民年金
市役所以外	税金
よくある質問	農地・山林

発行年月日 令和 7 年 4 月版

発 行 尾道市役所市民生活部市民課